その看板 建築基準法令に 適合していますか

建築基準法第64条では、防火地域内にある看板等※を対象として、必要な防火措置の規定が定められています。

※看板等：看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物

過去にはこんな事故も……

令和7年8月に大阪の道頓堀で
起きた火災について、
建築基準法に不適合の看板が火災の延焼の原因の1つと
言われています。



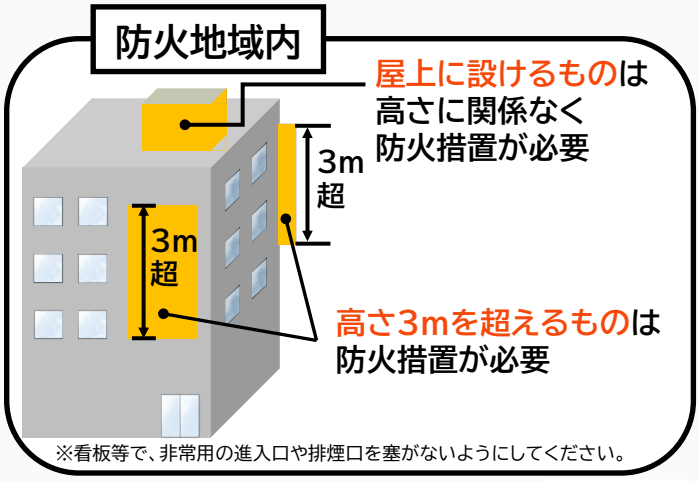
名古屋市

防火措置

・次のいずれかに該当する看板等を防火地域内に設置するものが対象です。

- 建築物の屋上に設けるもの
- 高さ3mを超えるもの

・看板等の主要な部分を**不燃材料**で造るか覆うことが必要です。



不燃材料の確認

国交省HP「建築基準法に基づく構造方法等の認定・特殊構造方法等の認定」

※「平成12年5月30日建設省告示第1400号　不燃材料を定める件」にも金属板・アルミニウム・ガラスなどの不燃材料が定められています。

国交省　構造方法　認定　検索

防火地域内かどうかの確認

名古屋市都市計画情報提供サービス

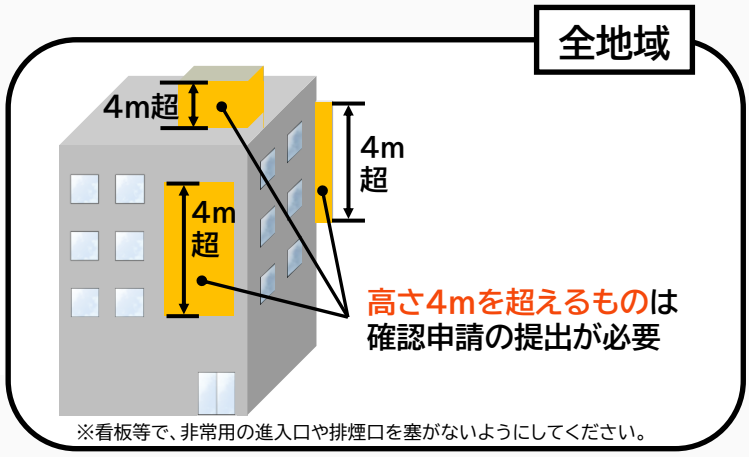
名古屋市　防火地域　検索

確認申請

・工作物のうち、**高さが4mを超える**看板等(広告物等*)を設置する場合は、建築基準法に基づく確認申請が必要です。

ただし広告面のみを取り替える場合は、確認申請は不要です。

*広告物等：広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの



確認申請の書類等について

名古屋市　工作物　確認申請　検索

なお、確認申請にかかわらず、防火措置は必要です。

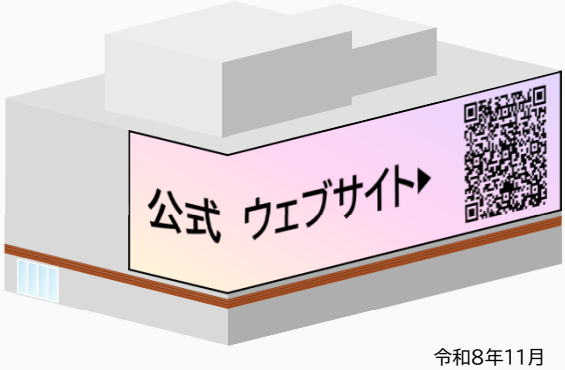
消防用設備

看板等の設置により、スプリンクラー設備などの消防用設備の新設が必要となる場合があります。
窓等の開口部を塞ぐ位置に看板等を設置する場合は、事前に管轄の消防署へご相談ください。

名古屋市の各消防署　検索

お問い合わせ

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市住宅都市局建築指導部建築安全推進課
TEL:052-972-2935
平日(年末年始除く)
9:00～11:30及び
13:00～15:30
Mail:a2935@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp



令和8年11月